

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第10 議案第6号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行により、公営住宅法の一部が改正されたため、町営住宅の入居者に係る収入申告等について、所要の改正をしたいので、開成町営住宅条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

条文の説明に入る前に、今回の条例制定の背景及び改正のポイントについて御説明をさせていただきます。

平成29年7月26日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係の法律の整備に関する法律、平成29年法律第25号の一部が施行され、改正公営住宅法、政令省令が施行されたところでございます。

これに伴いまして、認知症である者等の収入申告義務の免除について新たに定めることになったものでございます。

改正の趣旨は平成27年度の地方分権改革提案として、社会的弱者への対応の視点から今後、増加する単身の認知症患者について本人の申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるように、制度改正を提案する旨の提案に対し、検討された結果、認知症である者等の収入申告義務を免除し、事業主体が調査をして、把握した収入に応じて応能、応益家賃を決定することは地方の自主性を尊重して、事務事業を実施していく観点からからも必要な制度改正であると、されたことによるものでございます。

これらの経緯を踏まえまして、ここで認知症である者等で収入申告すること等が困難な事情にあると、事業主体が認める者の収入申告義務を免除し、公営住宅法第34条の調査により把握した収入に応じて応能、応益家賃として決定ができるようにする

法改正が行われたことを受けまして、開成町へ住宅条例の一部を改修するものでございます。

それでは、1ページになります。

開成町条例第 号。開成町営住宅条例の一部を改正する条例。

開成町営住宅条例（平成9年開成町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側が改正後、収入の申告とまず、第16条に第3項を新設いたします。第3項としまして、町長は入居者、省令第8条、各号に掲げるものに限るが、第1項の規定による収入の申告をすること、または第36条の規定による報告の請求書に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。ここでいう省令といいますのは、公営住宅法、施行規則ことになりまして、第8条、各号に掲げるものと言いますのは、まず一つ目としまして、介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者。二つ目としては、知的障害者福祉法に有、知的障害者。三つ目といたしまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、第5条に規定する精神障害者。四つ目として、それらに準ずるものを指してございます。これにより、収入申告をすること等が、困難な状況にあると町が判断をしたものの収入申告義務を免除し、調査により把握をした収入に応じて家賃算定が可能になるというところでございます。

戻りまして、第15条、家賃の決定につきましては、第16条の項新設による下線部分の項の繰り下げ及び追記になります。

2ページに移りまして、第16条4項5項に順次繰り下げをいたします。第29条、収入超過者等に関する認定については、項の繰り下げに伴う改正になります。

第39条、町営住宅建て替え事業にかかる家賃の特例及び第40条、町営住宅の用途廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例。こちらは、公営住宅法の施行規則の改正に伴いまして、引用する条の繰り下げとなっております。

最後に附則になります。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

また、本条例改正にあわせて、改正を予定してございます、開成町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則についても参考資料として、添付をしてございますので、お目をとおしていただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今回、この条例を改正するということでは、今の説明の中で分かりましたけれども、対象者というのに入られているのか、そこら辺、報告をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

現時点で該当する入居者というのはございません。

参考までに申しあげますと、65歳以上のみの世帯というのは20世帯ございます。当然、皆さん健康でお過ごされてございますので、現時点では心配はございませんか、来るべき時に備えてということで、今回、法律が改正されて、条例を改正すると御理解をいただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、ないようですので、質疑を打ち切ります。討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時21分 散会